

# れんごう中越地協

第885号2016.2.21  
連合中越地域協議会  
長岡市東蔵王2-2-68  
TEL 0258-24-0515  
FAX 0258-24-8930  
発行人 矢島 良彦  
定価 1部10円  
購読料は会費を含む



## 中越高齢協が県統一で要請

# 介護保険制度要請書を長岡市へ提出

中越高齢協と連合中越地協は、1月27日(水)に森市長の代理である磯田副市長に面会した。  
当日は、中越高齢協の下田会長ら役員11人と連合中越の横澤副議長が、午後1時30分

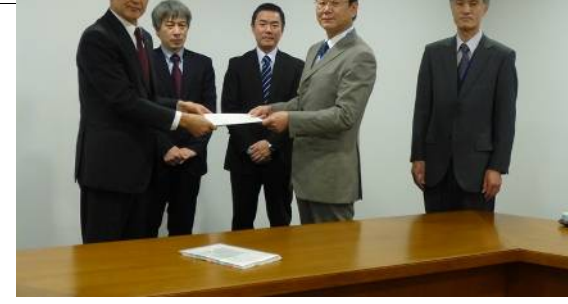


分からは磯田副市長を訪ね、地域包括ケアシステム(水)の構築、予算給付事業の移行プロセス、地域包括支援センターの拡充強化策、基本チェックリストの活用実施方法等について県高齡協の統一行動として、



「介護保険制度に関する要請書」を提出した。  
磯田副市長より、現在は16年度予算策定の最終段階に入っており、福祉・医療についても健康で伸び伸び生活できるように16年度予算を策定している。地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいるところですが、16年度はさらに拡大していきたい。市として

この日、矢島議長と横澤副議長(政策福祉担当)のほか、羽賀副議長と小林事務局長が出席し、磯田副市長から矢島議長へ回答書が渡された。  
磯田副市長からは、8月1日の平和関連事業開催にあたって、平和の森公園とアオーレ長岡の両方を活用検討すること。ワーク・ライフ・バランスなど労働教育への対応や事業所内保育所整備などへの支援による子育て環



境の支援。原子力防災。貧困の連鎖を防止する観点で、経済的支援を必要としている世帯への教育扶助・就学援助の充実等、要望事項の一部について表明された。

その後、同席された福祉保健部長、介護保険課長、長寿はつらつ課長、福祉総務課長と意見交換を行った。介護職員の賃金と労働条件の待遇改善について要望を行った。この件については施設の責任者とも意見交換を行っており、市長会を通じて報酬の見直しを要望している。また、地域包括支援センターの強化策については、国の基準以上に行っており、これからの高齢化の状況に対応し支援センターの体制づくりを努めていきたいとの回答があり、その他2、3の点について質問し意見交換を行った。

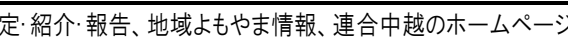
況にたいし支援センターの体制づくりを努めていきたいとの回答があり、その他2、3の点について質問し意見交換を行った。

面談終了後、高齢者センター「けさじろ」で役員会を行った後、新年会を実施した。  
なお、2月5日に要請書に対する回答を市からの回答書は、1月14日に受け取った。(中越高齢協 高橋)

援を必要としている世帯への教育扶助・就学援助の充実等、要望事項の一部について表明された。

その後、奨学金やサービス業で働く方々への支援等について意見交換した。  
この回答書は、長岡市内単組へ送付するとともに、政策福祉担当で分析する予定としている。  
なんでも相談ダイヤル 全国一斉開設日前研修  
連合新潟は、全国一斉労働相談ダイヤルに合わせた事前研修会を1月30日(土)に行った。  
研修会は、例年この時期に行っており、各地協やライブサポート

センター相談員等21名が参加した。  
午前中は、林連合新潟組織担当が労働相談の「パターン」に対応の仕方について講義した。午後からは4グループに分かれ、実際によせられた事例をもとにしたロールプレイで主訴、背景や対応方法等を話しあった。最後には「労働法クイズ」で研鑽を深めた。



## 16年度市政要望の回答書を受領

### 連合中越地協

連合中越地協は、2月5日(金)に、磯田副市長から長岡市に提出した16年度市政要望の反映を求めた12月11日(提出)回答書を受けた。

2月中旬だというのに4月かのような温暖な日が続いています。2月14日には北陸地方や関東地方で春一番が吹き公共交通安全機関にも影響が出ていたという報道もありました。一言で「今年も暖冬でよかった」ということで喜んでばかりいられないのが現在の私たちの生活環境であります。一部の調査機関では暖冬による日本経済の影響はマイナス4千億円とも言われています。

雪不足によるスキー場のオープンできない。冬用の衣料品が売れない。暖房器具が売れない。暖房用の燃料・灯油などが売れない。等々。これらを購入する消費者の立場としては買わなくてすむので嬉しい限りなのですが、これらを生産・販売する立場としては、予定していた収入が無くなることになり、経済の好循環という観点からプラスになることが多いのではないかと考えてしまいます。

今年の夏は暑い日が続きようです。私は暑がりです。冷夏であってほしいと思っ

業開催にあたって、平和の森公園とアオーレ長岡の両方を活用検討すること。ワーク・ライフ・バランスなど労働教育への対応や事業所内保育所整備などへの支援による子育て環境の支援。原子力防災。貧困の連鎖を防止する観点で、経済的支援を必要としている世帯への教育扶助・就学援助の充実等、要望事項の一部について表明された。

その後、奨学金やサービス業で働く方々への支援等について意見交換した。  
この回答書は、長岡市内単組へ送付するとともに、政策福祉担当で分析する予定としている。  
なんでも相談ダイヤル 全国一斉開設日前研修  
連合新潟は、全国一斉労働相談ダイヤルに合わせた事前研修会を1月30日(土)に行った。  
研修会は、例年この時期に行っており、各地協やライブサポート

センター相談員等21名が参加した。  
午前中は、林連合新潟組織担当が労働相談の「パターン」に対応の仕方について講義した。午後からは4グループに分かれ、実際によせられた事例をもとにしたロールプレイで主訴、背景や対応方法等を話しあった。最後には「労働法クイズ」で研鑽を深めた。

サラリーマン川柳 (貯金など 無いのに嘆く 低金利) (喫煙者 税金払って 嫌われて) (へそくりの 紐が緩んだ 孫の顔) (冷える夜に 追いうちかける オヤジギャグ)



サラリーマン川柳 (父母を見る 妻の背中や 菩薩像) (パソコンも コピーも「キカイ」という部長) (リサイクル 出来ぬあいだに 粗大ゴミ) (親父臭 消して存在感 忘れられ)

# 連合北魚沼支部だより

2月5日(金)「UOSIN」にて、連合北魚沼支部・労組会議合同の旗開きを開催しました。



山本支部長の挨拶をはじめ、来賓の連合新潟中越地域協議会 小林事務局長、新潟県平和運動センター 有田事務局長より挨拶

をいただき、現状の問題と夏の選挙について確認しました。

高野市議会議員による乾杯のあと、各単組間の交流をはかることができ、恒例の抽選会で盛り上がりました。



締めくくりは、北魚沼地区労組会議 中村議長の“団結ガンバロー”を全員で唱和し、支部活動のさらなる前進を確認してきました。



## 心の声を聴いてみませんか? 認知症の方々への傾聴講座

超高齢化社会をむかえ、誰でもなる可能性のある病気の一つに認知症があります。認知症を発症している方は、次第に日常的なコミュニケーションに支障が出てくることが多く、孤独感、不安感を抱えることも少なくありません。認知症を知り、傾聴(コミュニケーション)の方法を学ぶことで、相手の方の想いを受け止め、気持ちに寄り添い、心の安定を得ていただく一助になればと願い、この講座を開催します。

●日時 平成28年 **3月12日(土)** 10時～16時30分 (受付9時30分より)

●会場 **さいわいプラザ** (旧長岡市役所) 4階大ホール

●内容 ☆認知症高齢者の理解とその対応  
☆ケースごとの関わり方  
☆傾聴スキルを使つての対話訓練 など

●講師 特定非営利法人ホールファミリーケア協会 理事長 **鈴木 絹英氏**

●参加費 1000円 (当日は、昼食をご持参ください。)

●定員・対象 60名 / 興味関心のある方どなたでも参加できます。

●申込み締め切り **2月20日(土)** (定員になり次第〆切とさせていただきます)

●主催:長岡傾聴ボランティアサークル  
後援:長岡市  
:長岡市社会福祉協議会  
:NPO法人市民協働ネットワーク長岡

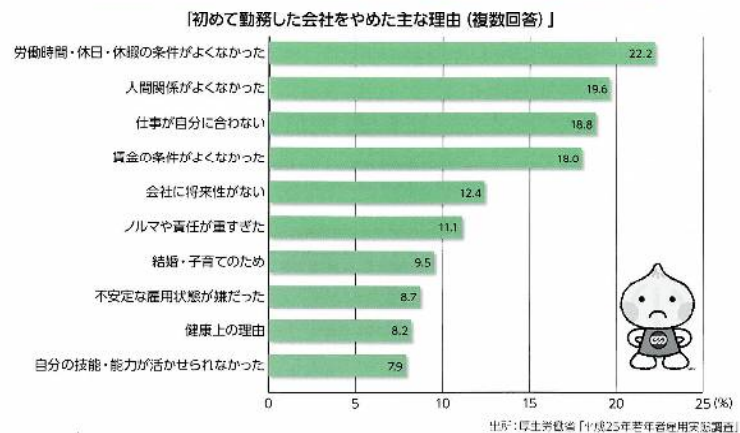
- ◆申込み先 ・長岡市社会福祉協議会内ボランティアセンター  
FAX 0258-33-6004  
郵送 〒940-0093 長岡市水道町3丁目5-30
- ◆問合せ先 ・長岡傾聴ボランティアサークル会長 田所 典子  
携帯 090-9424-2257
- ◆日本社会福祉弘済会の助成金を活用してこの講座を開催します。

## ユニオニオンの若者雇用Q&A

**Q** 「若者は職場に定着しているの?」  
**A** 「大卒で就職した若者の3割以上が3年以内に離職してしまっているよ。」



**Q** 「若者はなぜ自分から離職してしまうの?」  
**A** 「就職する際のミスマッチや職場環境の問題が理由になることも多いよ。若者自身の問題とされがちだけど、決して若者だけの問題ではないよ。」



## 若者雇用促進法のポイントと労働組合の取り組み

若者の雇用促進と職場定着のために  
職場での取り組みを進めましょう。

### 若者雇用促進法の主な内容

#### 1 新卒者を募集する企業は職場情報の開示が求められます

- 若者雇用促進法第13条、第14条
- ①すべての企業を対象に、「青少年雇用情報」の提供が努力義務となります。
- ②学校卒業見込み者等から求めがあった場合には「青少年雇用情報」の提供が義務となります。  
(a.募集・採用に関する状況、b.企業における雇用管理に関する情報、c.職業能力の開発・向上に関する情報) ※「青少年雇用情報」の解説は資料1

#### 2 労働関係法令に違反した企業はハローワークでの新卒者求人申込みが不受理になります

- 若者雇用促進法第11条
- 労働基準法や育児・介護休業法等に違反し、処分、公表等が行われた企業が学校卒業見込み者等を募集する求人は、一定期間ハローワークで不受理となります。

#### 3 「ユースエール認定企業」制度がはじまりました

- 若者雇用促進法第15条、第16条
- 「ユースエール認定企業」  
若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度が2015年10月よりスタートしました。「ユースエール認定企業」は商品や広告に認定マークを使用することができ、ハローワーク等で認定企業としてPRされるほか、各種助成金の加算を受けることができます。

#### 4 学生等に対してワークルール教育を実施することが国の努力義務となりました

- 若者雇用促進法第20条
- 国が学校と協力して、学生等に対して職業生活において必要な労働に関する法令の知識を付与することが努力義務となりました。

連合 総合労働局